

## 大阪公立大学等授業料等支援制度(新制度)Q&A

### ● 制度について

Q 所得制限が撤廃されますが、マイナンバー情報の提出は必要ですか。

A 府制度の支援区分に該当するかの確認のため、学部・学域生はマイナンバー情報の提出が必要です。マイナンバー情報による所得判定の結果、国制度の支援区分に該当する場合は、3月下旬に学生ポータル(UNIPA)にて連絡します。

Q 大阪府の制度のみの申請で授業料全額無償になりますか。

A 【学部・学域生】国制度の支援区分に該当する場合、府制度と国制度の両方に申請することで全額無償となります。国制度と府制度は別制度となり、自動的に申請となるものではありません。支援を希望される場合は、それぞれの制度の申請を行う必要があります。

【大学院生】大学院生の場合、申請要件を満たしている場合は、大阪府の制度のみで全額無償となります。

### ● 支援対象となる要件について

Q 支援の対象となる学生の範囲を教えてください。

A 令和6年度から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の無償化を予定しています。令和6年度は、大学4年生・5年生・6年生、大学院(博士前期または修士課程)2年、法科大学院3年に在籍予定の者で、修業年限内で卒業・修了が見込まれる者が対象となります。※留学生は除きます。

以下の理由で留年となった者は支援の対象外となります。ただし、下記に該当することなく、過去に病気等の理由で休学し、修業年限内で卒業・修了する見込みのある者は制度の対象となります。

- ① 過去に学業不振等により進級ができず留年となった者
- ② 在籍期間が修業年限を超過し留年となった者

Q 過去に休学等の理由で留年になった場合、新制度の支援対象になりますか。

A 病気等の理由で休学をした期間を除く、在学月数が以下を満たす場合は、申請が可能です。(2024年4月1日基準)。ただし、支援は最短修業年限までとなります。

・学部・学域 在学月数 36 か月以上

・大学院 在学月数 12 か月以上

Q 大学院で長期履修制度を利用する場合は支援の対象になりますか。

A 対象となります。ただし、職業を有している場合や修業年限を超える年次は対象ではありません。

Q 大阪府在住要件について教えてください。

A 学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、最初に新制度の対象となる年度の4月1日(今回は2024年4月1日)を基準日として、3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが要件となります。

Q 大学院に入学するまでの期間や年齢に関する制限等がありますか。

A 原則、大学院入学時の前年度末年齢が24歳までの者で、大学等を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者が対象となります。ただし、以下の場合は「1年を経過していない者」として支援対象となります。

① 研究生を経て大学院に入学する場合

大学を卒業した後、引き続いて大阪公立大学大学院の研究生となり、さらに引き続いて同大学院に入学した場合は、支援対象となります。(対象となる者は大阪公立大学大学院及び大阪公立大学工業高等専門学校(旧大阪公立大学工業専門学校)の研究生とし、対象となる期間は1年とします。)該当する場合は、出身大学の卒業証明書を申請書類と共に大学へ提出してください。

② 留学及び病気による休学を経て大学院に入学する場合

大学を卒業した後、引き続いて大阪公立大学大学院に入学した者のうち、大学院入学時の前年度末年齢が25歳の者について、大学在学中に留学または病気のために1年間休学した者については、支援対象となります。該当する場合は、在学期間証明書(大学指定様式)を申請書類と共に大学へ提出してください。

● 申請について

Q 現在大阪府の支援を受けていますが、新制度に新たに申請する必要はありますか。

A 現在支援を受けている場合、継続手続きを行うことにより、新制度が成立した際に自動的に新制度の新規申請と読み替える予定です。必ず期間内に継続手続きを行ってください。

● 結果通知・授業料の納付について

Q 結果の確認方法を教えてください。

A 5月中旬に学生ポータル(UNIPA)にて通知します。結果を確認後、授業料納付が必要な方は、5月末に授業料の引落を行います。

※2024年4月に国制度に新規申請した者の結果は、6月下旬に通知します。

## 1/24 更新分

### ● 学業成績に関する要件について

Q 新規申請者の学業に関する要件の学部・学域生の要件 B で「a.取得単位数が標準単位数以上であること。(標準単位数の算定等の考え方については、国制度における扱いと同様とする)」と書いてあるのですが、算定方法を具体的に教えていただきたいです。

A 高等教育の修学支援新制度(国制度)の在学新規採用時の学業成績に関する要件は以下のとおりです。

①在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位 1/2 以上であること

②次のいずれにも該当すること

a.修得単位数が標準単位数※以上であること

※  $\text{標準単位数} = \text{卒業必要単位数} / \text{修業年限} \times \text{申請者の在学年数}$

b.学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

【学業成績の基準】

廃止(支援打ち切り)

次の 1～4 のいずれかに該当するとき

1.修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと

2.修得した単位数の合計数が標準単位数の 5 割以下であること

3.履修科目の授業への出席率が 5 割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること

4.次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること

【参考】

文部科学省 > [高等教育の修学支援新制度について](#) > 【学業成績・学修意欲に係る要件】

標準修得単位数は進級・卒業に必要な単位数となります。進級要件は各学部・学域の履修概要等で確認をしてください。

Q GPAは学部・学域全体で見られるのか、学科・学類で見られるのか、課程の生徒で見られるのかどちらでしょうか。

A 学部・学域/学科・学類/学年別の算出となります。

Q 自身の成績がGPA1/2 以上かどうかの確認方法を教えてください。

A 通算GPA1/2 基準値は毎年度 4 月に学生Navilにて公開します。ご自身の成績は「学生ポータル(UNIPA) > 成績照会」で「GPA値」、「修得単位」を確認してください。

Q 医学部医学科の GPA 上位 1/2 以上かどうかはどうやって確認できますか？

A 医学部医学科に在籍する学生(2021年度以前入学)は、GPAによる算出ができないため、過去において留年することなく進級している者であれば申請が可能です。

● 大学等に入学するまでの期間等に関する要件(追加)

Q 大学に入学するまでに2浪、または3浪している場合は、申請は出来ますか。

A 高等学校等を始めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者が申請可能です。

2浪までは申請可、3浪は申請不可です。

例)令和6年(2024年)入学生の場合

令和4年(2022年)3月に高等学校を卒業→令和6年(2024年)度末までに入学した者

● 支援対象となる要件について(追加)

Q 大学院生です。1年生の時に半期休学しました、申請は可能ですか。

A 申請するにあたり、学生等の要件を満たしていること、かつ在学月数12か月以上(2024年4月時点・大学院生の場合)あることが必要です。2024年度4月に2年生に進級したとしても在学月数を満たしていない場合は申請ができません。在学月数12か月を満たした時点で申請可能となります。2024年後期の時点で在学月数を満たす場合は、10月(秋季)に申請を行ってください。その場合の、在住要件基準日は、2024年4月1日となります。

### 1/26 更新分

● 利用中の他の経済支援制度について

Q 現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用して学費を納付しています。新制度の申請要件に該当していますので、貸与型奨学金は継続しなくてもよいでしょうか。

A 新制度に申請いただいた場合、3月に確定する2023年度の成績を含めた審査結果の通知を5月に予定しています(一部6月になる場合あり)。そのため、貸与型奨学金の辞退を検討される場合は、現時点の判断ではなく、新制度の申請結果通知後にご検討いただくことを推奨いたします。

### 1/29 更新分

● マイナンバーの提出について

Q マイナンバー提出書のセットの封筒に「マイナンバーを利用した申請は、原則として、地方住民税の申告が必要です。」と記載がありますが、学生本人が申告するのですか。

A 課税対象となる所得のある方が年末調整や確定申告を行っていない場合、マイナンバーで課税情報の確認が出来ませんので、市町村役場において申告が必要となります。課税対象となる所得のない方については、いずれか一方の生計維持者の税法上の扶養に入られているこ

とが確認できる場合は、申告の必要はありません。

- 「学修計画書」の提出について【学部・学域生】

Q 学業成績に関する要件について、平均 GPA が上位 1/2 以上であれば学修計画書の提出は不要なのでしょうか。

A 「学修計画書」は申請者全員提出が必要です。GPA(平均成績等)が上位 1/2 以上の要件を満たしている場合であっても提出してください。GPA の要件を満たさない場合は、標準修得単位数を修得し、「学修計画書」の提出により学修意欲や目的、将来の人生設計などが確認できる場合には成績要件を満たすこととなります。

- 申請必要書類の提出について

A 申請書類のうち、単身赴任に係る会社発行の証明書(辞令の写し等)について申請受付日に原本の提出が難しいのですが、その書類のみ遅れて提出することは可能ですか？

Q 提出に該当する書類は原則すべて、申請受付時に提出してください。ただし、やむを得ない理由で提出が出来ない場合は、事前に学生課に連絡のうえ、申請受付時に提出可能日をお知らせください。

## 2/2 更新分

- マイナンバー提出について

Q マイナンバーの提出が必要な生計維持者とは収入のある親のことを指すのでしょうか。父が働き家計を支えています、母は専業主婦のため収入はありません。この場合、マイナンバー提出が必要な生計維持者は父のみでよいですか。

A 本制度での生計維持者の定義は原則父母(ひとり親の場合はその一方)です。収入の有無・多寡は問いませんので、ご両親お二人と学生本人のマイナンバーを提出してください。